

# 世田谷区公報

## 目次

### 規 則

- 世田谷区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則(1) ..... 2
- 世田谷区街づくり条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則(2) ..... 2
- 世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則の一部を改正する規則(3) ..... 2
- 世田谷区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則(4) ..... 3
- 世田谷区建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則(5) ..... 3
- 世田谷区みどりの基本条例施行規則の一部を改正する規則(6) ..... 3

### 訓 令 甲

- 世田谷区住民基本台帳事務取扱規程の一部改正(1) ..... 3

### 告 示

- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定事項の変更の告示(1) ... 3
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の告示(2) ..... 3
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新の告示(3) ..... 3
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定事項の変更の告示(4) ..... 3
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(5) ..... 3
- 建築基準法に基づく道路位置指定の取消しの告示(6) ..... 3
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(7) ..... 3
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示(8) ..... 3
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(9) ..... 4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(10) ..... 4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(11) ..... 4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(12) ..... 4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(13) ..... 4
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(14) ..... 4
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更

- 及び供用開始の告示(15) ..... 4
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(16) ..... 4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(17) ..... 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(18) ..... 5
- 車両制限令に基づく自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道指定の告示(19) ..... 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(20) ..... 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(21) ..... 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(22) ..... 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示(23) ..... 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(24) ..... 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(25) ..... 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(26) ..... 5
- 建築基準法に基づく道路位置指定の変更の告示(27) ..... 6
- 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の確認の告示(28) ..... 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(29) ..... 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(30) ..... 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(31) ..... 6
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示(32) ..... 6
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示(33) ... 6
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示(34) ..... 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(35) ..... 6
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(36) ..... 7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(37) ..... 7
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(38) ..... 7
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(39) ..... 7
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(40) ..... 7
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示(41) ..... 7
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示(42) ..... 7
- 道路法に基づく特別区道路線の区

- 域変更及び供用開始の告示(43) ..... 7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(44) ..... 7
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の廃止の告示(45) ..... 7
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の指定の告示(46) ..... 8
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(47) ..... 8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(48) ..... 8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(49) ..... 8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示(50) ..... 8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(51) ..... 8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示(52) ..... 8
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示(53) ..... 8
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示(54) ..... 8
- 建築基準法に基づく道路位置指定の取消しの告示(55) ..... 8
- 建築基準法に基づく指定道路の指定の取消しの告示(56) ..... 9
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(57) ..... 9
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(58) ..... 9
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(59) ..... 9
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示(60) ..... 9
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の告示(61) ..... 9
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(62) ..... 9
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(63) ..... 9
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(64) ..... 9
- 介護保険法に基づく保険料の収納事務委託の告示(65) ..... 10

### 公 告

- 世田谷区営住宅管理条例に基づく世田谷区営住宅の指定管理者の指定の公告(1) ..... 10
- 世田谷区立特定公共賃貸住宅及び世田谷区立ファミリー住宅条例に基づく世田谷区立特定公共賃貸住宅及び世田谷区立ファミリー住宅の指定管理者の指定の公告(2) ..... 11
- 世田谷区立高齢者借上げ集合住宅条例に基づく世田谷区立高齢者借上げ集合住宅の指定管理者の指定の公告(3) ..... 11
- 世田谷区立障害者福祉施設条例に

基づく世田谷区立障害者福祉施設の指定管理者の指定の公告(4) ……11

○屋外広告物法に基づく屋外広告物等の保管の公告(5) ……11

○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(6) ……11

○マンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づく組合の設立認可の公告(7) ……12

○マンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づく組合の設立認可に係る図書の縦覧の公告(8) ……12

○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(9) ……12

○世田谷区区民健康村条例に基づく世田谷区区民健康村の指定管理者の指定の公告(10) ……12

○世田谷区街づくり条例に基づく地区計画の変更原案の縦覧の公告(11) ……12

**規 則(教)**

○世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則の一部を改正する規則(1) ……12

**告 示(農)**

○農業委員会等に関する法律に基づく農業委員会総会の開催の告示(1) ……13

**告 示(監)**

○地方自治法に基づく令和3年度定期監査の結果の報告の公表(1) ……13

規 則

次に掲げる規則を公布する。

令和4年1月31日

世田谷区長 保 坂 展 人

世田谷区規則第1号

世田谷区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第2号

世田谷区街づくり条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第3号

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第4号

世田谷区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第5号

世田谷区建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第6号

世田谷区みどりの基本条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区特別区税条例施行規則(昭和40年3月世田谷区規則第15号)の一部を次のように改正する。

第6号の10様式を次のように改める。  
様式省略

附 則

- この規則は、令和4年2月1日から施行する。
- この規則による改正前の世田谷区特別区税条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)の規定に基づき作成された様式であって、令和4年1月1日から同月31日までの間に提出されたものについては、この規則による改正後の世田谷区特別区税条例施行規則の規定に基づき作成された様式とみなす。
- この規則の施行の際、改正前の規則の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

世田谷区街づくり条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則  
世田谷区街づくり条例の施行等に関する規則(平成7年3月世田谷区規則第38号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項第7号中「第5条第1項から第3項まで」を「第5条第1項から第5項まで」に改める。

附 則

- この規則は、令和4年2月20日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の第16条第1項第7号に掲げる行為に係る届出は、施行日前においても行うことができる。

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則の一部を改正する規則  
世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則(平成19年4月世田谷区規則第55号)の一部を次のように改正する。

別表(別表第11を除く。)中「すべて」を「全て」に、「車いす使用者用便房」を「車椅子使用者用便房」に、「車いす使用者用客室」を「車椅子使用者用客室」に、「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に、「かご」を「籠」に、「車いす使用者が」を「車椅子使用者が」に、「こう配」を「勾配」に、「踊場」を「踊り場」に、「車いすが」を「車椅子が」に、「車いすの」を「車椅子の」に、「車いすで」を「車椅子で」に、「車いす使用者、つえ使用者等」を「車椅子使用者、つえ使用者等」に、「車いすを」を「車椅子を」に、「車いす使用者の」を「車椅子使用者の」に、「車いす使用者等」を「車椅子使用者等」に、「車いす使用者用停車施設」を「車椅子使用者用停車施設」に、「、さく」を「、柵」に、「車いす使用者を」を「車椅子使用者を」に、「車いす使用者用観覧スペース等」を「車椅子使用者用観覧スペース等」に、「車いすあたり」を「車椅子あたり」に、「車いす対応型エスカレーター」を「車椅子対応型エスカレーター」に、「さく等」を「柵等」に、「車いすスペース」を「車椅子スペース」に改める。

第13条第1項第1号中「第5条第1項から第3項まで」を「第5条第1項から第5項まで」に改める。

別表第2の7の項中「エレベーター(」を「エレベーターその他の昇降機(」に、「「告示」を「平成18年国土交通省告示第1492号」に、「エレベーターを」を「エレベーターその他の昇降機を」に改め、「。以下同じ」を削り、同項ア中「平成12年建設省告示第1413号」の次に「。以下「平成12年建設省告示第1413号」という。」を加える。

別表第3の7の項第1号中「告示第1に規定するもの」を「平成18年国土交通省告示第1492号第1に規定するエレベーターその他の昇降機」に改め、同号ア中「特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を定める件」を「平成12年建設省告示第1413号」に改め、同項第2号中「(告示)を「(平成18年国土交通省告示第1492号)に改め、「平成12年建設省告示第1417号」の次に「。以下「平成12年建設省告示第1417号」という。」を加え、同表の15の項第3号力中「若しくはその一部又は1の項第1号アに規定する経路若しくは」を「又は」に改める。

別表第7の1の項第3号中「車止めさく」を「車止め柵」に改める。

別表第11の1の項整備項目の欄中「路外駐車場車いす使用者用駐車施設」を「路外駐車場車椅子使用者用駐車施設」に改め、同項整備基準・遵守基準の欄第1号中「車いす使用者が」を「車椅子使用者が」に、「路外駐車場車いす使用者用駐車施設」を「路外駐車場車椅子使用者用駐車施設」に改め、同項第2号中「路外駐車場車いす使用者用駐車施設」を「路外駐車場車椅子使用者用駐車施設」に改め、同表の2の項第1号中「路外駐車場車いす使用者用駐車施設」を「路外駐車場車椅子使用者用駐車施設」に改め、同項第2号ウ中「車いすの」を「車椅子の」に改め、同号エ(イ)中「こう配」を「勾配」に改め、同号エ(ウ)中「踊場」を「踊り場」に改め、同項第3号中「路外駐車場車いす使用者用駐車施設」を「路外駐車場車椅子使用者用駐車施設」に改める。

別表第12の7の項中「エレベーターは」を「エレベーターその他の昇降機(平成18年国土交通省告示第1492号第1第1号に規定するエレベーターその他の昇降機をいう。)は」に改め、同項ア中「特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を定める件」を「平成12年建設省告示第1413号」に改める。

別表第13の7の項第1号中「エレベーターは」を「エレベーターその他の昇降機(平成18年国土交通省告示第1492号第1第1号に規定するエレベーターその他の昇降機をいう。)は」に改め、同号ア中「特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を定める件」を「平成12年建設省告示第1413号」に改め、同項第2号中「通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにしたエスカレーターの構造及びエスカレーターの勾配に応じた踏段の定格速度を定める件」を「平成12年建設省告示第1417号」に改める。

附 則

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

訓令甲

◎世田谷区訓令甲第1号

庁 中 一 般  
総 合 支 所  
出 張 所

世田谷区住民基本台帳事務取扱規程(昭和58年10月世田谷区訓令甲第51号)の一部を次のように改正する。

令和4年1月11日

世田谷区長 保坂展人

第3号様式(1)から第3号様式(3)までを次のように改める。

様式省略

附則

この訓令の施行の際、この訓令による改正前の第3号様式(1)及び第3号様式(2)の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

告示

◎世田谷区告示第1号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の20第3項及び第59条の4第1項の規定による指定事項の変更の届出があったので、世田谷区指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則(令和元年11月世田谷区規則第49号)第7条第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和4年1月4日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第2号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の9第1項及び第59条の4第1項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関を指定したので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和4年1月4日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第3号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の10第1項及び第59条の4第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新をしたので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和4年1月4日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第4号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の14及び第59条の4第1項の規定による指定事項の変更の届出があったので、同法第19条の19第2号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和4年1月4日

◎世田谷区告示第5号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年1月5日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年1月5日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

28-1

2 変更の区間

世田谷区桜二丁目577番12の内から577番13の内まで

3 変更の区域

延長 16.83メートル

幅員 0.18メートルから

0.30メートルまで

面積 3.35平方メートル

4 供用開始の期日

令和4年1月5日

◎世田谷区告示第6号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による指定道路について、次のとおり指定の取消しをした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和4年1月6日

世田谷区長 保坂展人

1 指定取消番号 第2889号

2 指定取消年月日 令和4年1月5日

3 指定取消の位置 世田谷区下馬五丁目1番4の一部

4 道路の幅員 4.00メートル

5 道路の延長 34.50メートル

6 申請者氏名 アーク不動産株式会社

代表取締役 高山

芳夫

◎世田谷区告示第7号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年1月7日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年1月7日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

28-1

2 変更の区間

世田谷区世田谷二丁目802番17地先無番

3 変更の区域

延長 6.85メートル

幅員 2.36メートル

面積 16.21平方メートル

4 供用開始の期日

令和4年1月7日

◎世田谷区告示第8号

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 第13条第1項第1号カの改正規定 令和4年2月20日

2 この規則による改正後の第13条第1項第1号カに掲げる行為に係る工事の計画の届出は、前項第2号に定める日前においても行うことができる。

世田谷区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則(昭和53年12月世田谷区規則第65号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第13号中「第5条第1項から第3項まで」を「第5条第1項から第5項まで」に、「(同法第6条第2項(同法第8条第2項において準用する場合を含む。))の規定による申出がある場合に限る。)」を「又は同法第18条第1項に規定する許可の申請」に改め、同項第14号中「(同法第54条第2項の規定による申出がある場合に限る。)」及び「(同法第2項において準用する同法第54条第2項の規定による申出がある場合に限る。)」を削る。

附則

1 この規則は、令和4年2月20日から施行する。

2 この規則による改正後の第5条第1項第13号及び第14号の規定は、令和4年4月21日以後に行うこれらの号に掲げる手続に係る中高層建築物及び特定建築物について適用する。

世田谷区建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則

世田谷区建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則(平成14年5月世田谷区規則第61号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第3条」を「第6条」に改める。

第2号様式裏面中「第8条」を「第9条」に、「法中前段に規定する事務」を「法の規定中当該事務」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

世田谷区みどりの基本条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区みどりの基本条例施行規則(平成17年4月世田谷区規則第77号)の一部を次のように改正する。

第20条第1項第5号中「第5条第1項から第3項まで」を「第5条第1項から第5項まで」に改める。

附則

この規則は、令和4年2月20日から施行する。

# 世田谷区公報

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。

この関係図面は、令和4年1月7日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年1月7日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
23-G054-01
- 2 一部を廃止する起終点  
（旧）世田谷区桜一丁目729番10地先無番から729番6地先無番まで  
（新）世田谷区桜一丁目729番10地先無番から729番23地先無番まで
- 3 廃止の期日  
令和4年1月7日

### ◎世田谷区告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年1月7日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年1月7日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
39-24
- 2 変更の区間  
世田谷区祖師谷三丁目520番12から520番14の内まで
- 3 変更の区域  
延長 33.50メートル  
幅員 0.06メートルから0.20メートルまで  
面積 6.27平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年1月7日

### ◎世田谷区告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年1月7日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年1月7日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区成城四丁目515番4の内
- 3 変更の区域  
延長 4.24メートル  
幅員 0.00メートルから0.01メートルまで  
面積 0.06平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年1月7日

### ◎世田谷区告示第11号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条

の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年1月7日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年1月7日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区東玉川二丁目186番2の内
- 3 変更の区域  
延長 9.49メートル  
幅員 0.08メートルから0.09メートルまで  
面積 0.86平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年1月7日

### ◎世田谷区告示第12号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年1月7日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年1月7日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区三軒茶屋二丁目135番1の内
- 3 変更の区域  
延長 7.03メートル  
幅員 0.53メートルから0.72メートルまで  
面積 4.42平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年1月7日

### ◎世田谷区告示第13号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年1月11日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年1月11日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
36-5
- 2 変更の区間  
世田谷区太子堂三丁目71番6の内
- 3 変更の区域  
面積 1.32平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年1月11日

### ◎世田谷区告示第14号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年1月11日から

15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年1月11日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
12-D268-03
- 2 変更の区間  
世田谷区太子堂三丁目71番6の内
- 3 変更の区域  
延長 6.19メートル  
幅員 0.15メートルから0.24メートルまで  
面積 1.29平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年1月11日

### ◎世田谷区告示第15号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年1月11日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年1月11日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
(1) 12-D366-05  
(2) 12-D366-06
- 2 変更の区間  
(1) 世田谷区太子堂二丁目344番42の内  
(2) 世田谷区太子堂二丁目344番9の内から344番42の内まで
- 3 変更の区域  
(1) 延長 8.23メートル  
幅員 0.00メートルから0.40メートルまで  
面積 2.28平方メートル  
(2) 延長 21.56メートル  
幅員 1.58メートルから1.68メートルまで  
面積 35.21平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年1月11日

### ◎世田谷区告示第16号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年1月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年1月12日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
43-D502-04
- 2 変更の区間  
世田谷区祖師谷一丁目73番95の内
- 3 変更の区域  
延長 13.17メートル  
幅員 0.11メートルから0.26メートルまで  
面積 2.49平方メートル
- 4 供用開始の期日

令和4年1月12日

◎世田谷区告示第17号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年1月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年1月12日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
40-1
- 2 変更の区間  
世田谷区上祖師谷一丁目439番31の内
- 3 変更の区域  
延長 15.42メートル  
幅員 0.14メートルから  
0.17メートルまで  
面積 2.47平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年1月12日

◎世田谷区告示第18号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年1月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年1月12日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
36-5
- 2 変更の区間  
世田谷区北烏山一丁目882番7
- 3 変更の区域  
延長 6.49メートル  
幅員 0.27メートル  
面積 1.78平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年1月12日

◎世田谷区告示第19号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第5条第1項の規定に基づき、自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第2条第1項の規定により告示する。

この関係図面は、令和4年1月13日から2週間世田谷区土木部土木計画調整課において一般の縦覧に供する。

令和4年1月13日

世田谷区長 保坂展人

- 1 路線名  
特別区道
- 2 指定区間  
世田谷区桜上水二丁目6番先
- 3 指定年月日  
令和4年1月13日

◎世田谷区告示第20号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次

のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年1月14日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年1月14日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
(1) 41-34  
(2) 41-34
- 2 変更の区間  
(1) 世田谷区世田谷三丁目1023番15  
(2) 世田谷区世田谷三丁目1023番16
- 3 変更の区域  
(1) 延長 2.97メートル  
幅員 0.00メートルから  
0.008メートルまで  
面積 0.01平方メートル  
(2) 延長 11.04メートル  
幅員 0.00メートルから  
0.01メートルまで  
面積 0.09平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年1月14日

◎世田谷区告示第21号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年1月14日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年1月14日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
37-18
- 2 変更の区間  
世田谷区桜上水二丁目695番32の内
- 3 変更の区域  
延長 6.46メートル  
幅員 1.15メートルから  
1.17メートルまで  
面積 7.54平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年1月14日

◎世田谷区告示第22号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年1月14日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年1月14日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
41-31
- 2 変更の区間  
世田谷区北烏山一丁目1016番48
- 3 変更の区域  
延長 11.31メートル  
幅員 0.99メートルから  
1.00メートルまで  
面積 11.30平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年1月14日

◎世田谷区告示第23号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和4年1月14日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年1月14日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
36-5
- 2 変更の区間  
世田谷区野沢二丁目71番1の内
- 3 変更の区域  
延長 3.72メートル  
幅員 2.13メートルから  
2.19メートルまで  
面積 8.04平方メートル

◎世田谷区告示第24号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年1月14日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年1月14日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区三宿一丁目130番6の内から129番8の内まで
- 3 変更の区域  
延長 9.81メートル  
幅員 0.06メートルから  
0.13メートルまで  
面積 0.91平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年1月14日

◎世田谷区告示第25号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年1月14日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年1月14日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
(1) 28-1  
(2) 28-1
- 2 変更の区間  
(1) 世田谷区奥沢二丁目489番3の内  
(2) 世田谷区奥沢二丁目489番3の内
- 3 変更の区域  
(1) 延長 6.83メートル  
幅員 0.18メートル  
面積 1.25平方メートル  
(2) 面積 1.43平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年1月14日

◎世田谷区告示第26号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和4年1月17日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年1月17日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区玉川田園調布二丁目684番5の内
- 3 変更の区域  
延長 2.88メートル  
幅員 0.05メートルから  
0.07メートルまで  
面積 0.19平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年1月17日

◎世田谷区告示第27号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による指定道路について、次のとおり指定の変更をした。  
なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和4年1月17日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定変更番号 第2890号
- 2 指定変更年月日 令和4年1月14日
- 3 指定変更の位置 世田谷区東玉川一丁目4番5の一部
- 4 道路の幅員 1.00~1.14メートル
- 5 道路の延長 16.15メートル
- 6 申請者氏名 服部 秀樹  
服部 正寿

◎世田谷区告示第28号

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条の11第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認をしたので、同法第58条の11の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

令和4年1月17日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第29号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和4年1月17日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年1月17日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
43-12
- 2 変更の区間  
世田谷区祖師谷五丁目642番34の内
- 3 変更の区域  
延長 17.05メートル  
幅員 0.04メートルから

- 0.17メートルまで
- 面積 2.37平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年1月17日

◎世田谷区告示第30号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和4年1月17日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年1月17日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区上北沢四丁目1110番129の内
- 3 変更の区域  
延長 6.67メートル  
幅員 0.51メートルから  
0.52メートルまで  
面積 3.47平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年1月17日

◎世田谷区告示第31号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和4年1月17日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年1月17日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区代田三丁目733番14
- 3 変更の区域  
延長 11.90メートル  
幅員 0.60メートルから  
0.63メートルまで  
面積 7.37平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年1月17日

◎世田谷区告示第32号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和4年1月17日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 カノン用賀
- 2 事業所の所在地 東京都世田谷区用賀三丁目8番18号グリーンハウスNo. 101-1階
- 3 事業者の名称 大和ライフネクス株式会社
- 4 廃止届受理年月日 令和3年12月23日

- 5 サービスの種類 地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第33号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。

令和4年1月17日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 シェールポート世田谷
- 2 事業所の所在地 東京都世田谷区用賀三丁目8番18号グリーンハウスNo. 101-1階
- 3 事業者の名称 大和ライフネクス株式会社
- 4 廃止届受理年月日 令和3年12月23日
- 5 サービスの種類 居宅介護支援

◎世田谷区告示第34号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和4年1月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年1月18日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
59-19
- 2 供用開始の区間  
世田谷区若林三丁目153番15から153番16まで
- 3 供用開始の区域  
延長 9.77メートル  
幅員 1.12メートルから  
1.19メートルまで  
面積 11.30平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年1月18日

◎世田谷区告示第35号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年1月19日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年1月19日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区松原三丁目877番53の内から877番52の内まで
- 3 変更の区域  
延長 27.76メートル  
幅員 0.02メートルから  
0.57メートルまで  
面積 10.06平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年1月19日

◎世田谷区告示第36号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年1月19日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年1月19日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
11-D012-04
- 2 変更の区間  
世田谷区代沢二丁目124番20の内
- 3 変更の区域  
延長 17.70メートル  
幅員 0.69メートルから  
0.73メートルまで  
面積 12.69平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年1月19日

◎世田谷区告示第37号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年1月19日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年1月19日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区代沢二丁目124番20の内
- 3 変更の区域  
延長 9.96メートル  
幅員 0.62メートルから  
0.63メートルまで  
面積 8.37平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年1月19日

◎世田谷区告示第38号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年1月19日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年1月19日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
11-D307-04
- 2 変更の区間  
世田谷区代田六丁目1009番10の内
- 3 変更の区域  
延長 12.71メートル  
幅員 0.13メートルから  
0.15メートルまで  
面積 1.79平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年1月19日

◎世田谷区告示第39号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年1月19日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年1月19日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
21-D024-04
- 2 変更の区間  
世田谷区豪徳寺一丁目2057番1の内
- 3 変更の区域  
延長 12.23メートル  
幅員 0.12メートルから  
0.25メートルまで  
面積 1.80平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年1月19日

◎世田谷区告示第40号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年1月19日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年1月19日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
11-D132-15
- 2 変更の区間  
世田谷区代沢五丁目1140番19の内
- 3 変更の区域  
延長 8.93メートル  
幅員 0.22メートルから  
0.23メートルまで  
面積 2.07平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年1月19日

◎世田谷区告示第41号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。

令和4年1月19日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称  
デイサービスセンターHCるーすと
- 2 事業所の所在地  
東京都新宿区西新宿四丁目11番7号  
アネックス西新宿1階
- 3 事業者の名称  
株式会社ハピネスケア
- 4 指定年月日  
令和4年1月1日
- 5 サービスの種類  
地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第42号

介護保険法（平成9年法律第123号）第

78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。

令和4年1月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称  
ソラールデイサービス
- 2 事業所の所在地  
東京都中野区本町六丁目39番8号  
ソラールKS
- 3 事業者の名称  
一般社団法人ソラール
- 4 指定年月日  
令和3年10月1日
- 5 サービスの種類  
地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第43号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年1月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年1月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
42-50
- 2 変更の区間  
世田谷区千歳台一丁目1番76から  
1番75まで
- 3 変更の区域  
延長 9.50メートル  
幅員 0.23メートルから  
0.25メートルまで  
面積 2.34平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年1月20日

◎世田谷区告示第44号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年1月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年1月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区上馬五丁目14番3の内
- 3 変更の区域  
延長 2.04メートル  
幅員 0.08メートル  
面積 0.17平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年1月20日

◎世田谷区告示第45号

区管理水路を次のように廃止したので、世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和4年1月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

世田谷区公報

<p>令和4年1月24日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 番号 42-Z130</p> <p>2 位置 世田谷区給田二丁目690番6地先無番から688番1地先無番まで</p> <p>3 廃止の期日 令和4年1月24日</p>	<p>3 変更の区域</p> <p>(1) 延長 8.85メートル 幅員 0.16メートル 面積 1.47平方メートル</p> <p>(2) 延長 11.48メートル 幅員 0.16メートルから0.22メートルまで 面積 2.16平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和4年1月24日</p>	<p>28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区等々力五丁目37番7の内</p> <p>3 変更の区域 延長 8.75メートル 幅員 1.72メートルから1.74メートルまで 面積 15.17平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和4年1月25日</p>
<p>◎世田谷区告示第46号</p> <p>世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線を次のように指定する。</p> <p>この関係図面は、令和4年1月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和4年1月24日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定番号 42-G162</p> <p>2 指定する起終点 世田谷区給田二丁目690番6地先無番から682番1地先無番まで</p> <p>3 用途 区管理道路</p>	<p>◎世田谷区告示第49号</p> <p>道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。</p> <p>この関係図面は、令和4年1月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和4年1月25日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 (1) 28-1 (2) 32-23</p> <p>2 変更の区間 (1) 世田谷区東玉川二丁目19番6の内から19番28の内まで (2) 世田谷区東玉川二丁目19番6の内</p> <p>3 変更の区域 (1) 延長 16.09メートル 幅員 0.10メートルから0.13メートルまで 面積 1.93平方メートル</p> <p>(2) 延長 13.69メートル 幅員 0.16メートル 面積 2.22平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和4年1月25日</p>	<p>◎世田谷区告示第52号</p> <p>道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。</p> <p>この関係図面は、令和4年1月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和4年1月25日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区等々力五丁目37番7の内</p> <p>3 変更の区域 延長 0.05メートル 幅員 1.74メートル 面積 0.08平方メートル</p>
<p>◎世田谷区告示第47号</p> <p>世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。</p> <p>この関係図面は、令和4年1月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和4年1月24日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定番号 32-E005-04</p> <p>2 変更の区間 世田谷区深沢三丁目6番272の内</p> <p>3 変更の区域 延長 3.63メートル 幅員 1.00メートル 面積 3.63平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和4年1月24日</p>	<p>◎世田谷区告示第50号</p> <p>道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。</p> <p>この関係図面は、令和4年1月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和4年1月25日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区東玉川二丁目19番28の内</p> <p>3 変更の区域 延長 0.08メートル 幅員 0.10メートル 面積 0.008平方メートル</p>	<p>◎世田谷区告示第53号</p> <p>世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。</p> <p>令和4年1月25日 世田谷区長 保坂展人 別紙省略</p> <p>◎世田谷区告示第54号</p> <p>世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。</p> <p>令和4年1月25日 世田谷区長 保坂展人 別紙省略</p>
<p>◎世田谷区告示第48号</p> <p>道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。</p> <p>この関係図面は、令和4年1月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和4年1月24日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 (1) 41-41 (2) 41-41</p> <p>2 変更の区間 (1) 世田谷区東玉川一丁目153番12の内から153番11の内まで (2) 世田谷区東玉川一丁目153番12の内</p>	<p>◎世田谷区告示第51号</p> <p>道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。</p> <p>この関係図面は、令和4年1月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和4年1月25日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号</p>	<p>◎世田谷区告示第55号</p> <p>建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による指定道路について、次のとおり指定の取消しをした。</p> <p>なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。</p> <p>令和4年1月27日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定取消番号 第2882号</p> <p>2 指定取消年月日 令和4年1月26日</p> <p>3 指定取消の位置 世田谷区大原二丁目1285番3の一部、1285番16の一部、1295番3地先無番の一部及び1295番3の一部</p> <p>4 道路の幅員 4.00メートル</p> <p>5 道路の延長 33.40メートル</p> <p>6 申請者氏名 東京都知事 小池</p>



<p style="text-align: center;">百合子</p> <p><b>◎世田谷区告示第56号</b>                  建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による指定道路について、次のとおり指定の取消しをした。                  なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。                  令和4年1月27日                  世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定取消番号 第2883号                  2 指定取消年月日 令和4年1月26日                  3 指定取消の位置 世田谷区大原二丁目1295番3地先無番の一部、1295番3の一部、1295番9の一部、1295番27の一部、1295番31の一部、1295番32の一部、1295番34の一部、1295番35の一部及び1295番43の一部                  4 道路の幅員 4.00メートル                  5 道路の延長 25.69メートル                  6 申出者氏名 東京都知事 小池百合子</p>	<p style="text-align: center;">0.42メートルまで 面積 7.00平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日                  令和4年1月28日</p> <p><b>◎世田谷区告示第59号</b>                  世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。                  この関係図面は、令和4年1月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。                  令和4年1月28日                  世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定番号 12-D040-03                  2 変更の区間 世田谷区太子堂五丁目165番27の内                  3 変更の区域                  延長 12.14メートル                  幅員 0.26メートルから0.60メートルまで                  面積 5.31平方メートル                  4 供用開始の期日                  令和4年1月28日</p>	<p>の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。                  この関係図面は、令和4年1月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。                  令和4年1月28日                  世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号                  (1) 28-1                  (2) 28-1                  2 変更の区間                  (1) 世田谷区経堂二丁目262番19                  (2) 世田谷区経堂二丁目262番20                  3 変更の区域                  (1) 延長 22.80メートル                  幅員 0.66メートルから0.77メートルまで                  面積 16.13平方メートル                  (2) 延長 3.82メートル                  幅員 0.18メートル                  面積 0.70平方メートル                  4 供用開始の期日                  令和4年1月28日</p>
<p><b>◎世田谷区告示第57号</b>                  道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。                  この関係図面は、令和4年1月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。                  令和4年1月28日                  世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1                  2 変更の区間 世田谷区北烏山八丁目2207番16から2207番15まで                  3 変更の区域                  延長 27.82メートル                  幅員 0.63メートル                  面積 17.53平方メートル                  4 供用開始の期日                  令和4年1月28日</p>	<p><b>◎世田谷区告示第60号</b>                  介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。                  令和4年1月28日                  世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業所の名称 カノン用賀                  2 事業所の所在地 東京都世田谷区用賀三丁目8番18号グリーンハウスN o. 101-1階                  3 事業者の名称 株式会社創生事業団                  4 指定年月日 令和4年2月1日                  5 サービスの種類 地域密着型通所介護</p>	<p><b>◎世田谷区告示第63号</b>                  道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。                  この関係図面は、令和4年1月31日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。                  令和4年1月31日                  世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 40-1                  2 変更の区間 世田谷区祖師谷五丁目533番7                  3 変更の区域                  延長 24.59メートル                  幅員 1.32メートルから1.35メートルまで                  面積 32.84平方メートル                  4 供用開始の期日                  令和4年1月31日</p>
<p><b>◎世田谷区告示第58号</b>                  道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。                  この関係図面は、令和4年1月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。                  令和4年1月28日                  世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1                  2 変更の区間 世田谷区上馬三丁目869番28の内から869番34の内まで                  3 変更の区域                  延長 18.12メートル                  幅員 0.34メートルから</p>	<p><b>◎世田谷区告示第61号</b>                  介護保険法（平成9年法律第123号）第79条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。                  令和4年1月28日                  世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業所の名称 シーエルポート世田谷                  2 事業所の所在地 東京都世田谷区用賀三丁目8番18号グリーンハウスN o. 101-1階                  3 事業者の名称 株式会社創生事業団                  4 指定年月日 令和4年2月1日                  5 サービスの種類 居宅介護支援</p> <p><b>◎世田谷区告示第62号</b>                  道路法（昭和27年法律第180号）第18条</p>	<p><b>◎世田谷区告示第64号</b>                  道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。                  この関係図面は、令和4年1月31日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。                  令和4年1月31日                  世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号                  (1) 28-1                  (2) 40-1                  2 変更の区間                  (1) 世田谷区北沢三丁目571番1の内                  (2) 世田谷区北沢三丁目571番16                  3 変更の区域                  (1) 延長 11.05メートル                  幅員 0.14メートルから0.18メートルまで                  面積 1.95平方メートル                  (2) 延長 2.36メートル</p>

# 世田谷区公報

幅員 0.18メートル 面積 0.43平方メートル 4 供用開始の期日 令和4年1月31日	世田谷区長 保坂展人 1 委託した相手方 (1) 名称 KDDI株式会社 所在地 東京都千代田区飯田橋三丁目10番10号 (2) 名称 株式会社NTTドコモ 所在地 東京都千代田区永田町二丁目11番1号 (3) 名称 株式会社みずほ銀行 所在地 東京都千代田区大手町一丁目5番5号 2 委託期間 令和4年2月1日から令和4年3月31日まで	月31日まで <hr/> 公 告 <hr/> ◎世田谷区公告第1号 世田谷区営住宅管理条例(平成2年3月世田谷区条例第21号)第29条第4項の規定により、世田谷区営住宅の指定管理者を指定したので、同条第5項の規定により次のとおり公告する。 令和4年1月6日 世田谷区長 保坂展人
--	--	--

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	所在地	
世田谷区営粕谷四丁目アパート外49施設(別紙のとおり)	株式会社東急コミュニティー	東京都世田谷区用賀四丁目10番1号	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

(別紙)

施設の名称	施設の位置	施設の名称	施設の位置	施設の名称	施設の位置
1 世田谷区営粕谷四丁目アパート	粕谷四丁目11番8号	16 世田谷区営桜新町二丁目アパート	桜新町二丁目13番15号	33	世田谷区営弦巻四丁目第二アパート
2 世田谷区営桜丘二丁目アパート	桜丘二丁目13番1号	17 世田谷区営弦巻三丁目第二アパート	弦巻三丁目15番7号及び8号	34	世田谷区営弦巻四丁目第三アパート
3 世田谷区営桜新町一丁目アパート	桜新町一丁目4番1号	18 世田谷区営シティコート世田谷給田	給田五丁目8番5号E棟	35	世田谷区営ブラン深沢
4 世田谷区営鎌田二丁目アパート	鎌田二丁目21番10号	19 世田谷区営上野毛福寿荘	上野毛四丁目14番7号	36	世田谷区営上用賀四丁目アパート
5 世田谷区営桜上水三丁目アパート	桜上水三丁目10番10号	20 世田谷区営リラ祖師谷	祖師谷五丁目2番16号	37	世田谷区営新町一丁目アパート
6 世田谷区営宇奈根一丁目アパート	宇奈根一丁目19番1号及び2号	21 世田谷区営フローレル北烏山	北烏山八丁目4番12号	38	世田谷区営弦巻四丁目アパート
7 世田谷区営砧七丁目アパート	砧七丁目14番1号	22 世田谷区営北烏山八丁目アパート	北烏山八丁目9番1号、2号及び3号	39	世田谷区営上北沢五丁目アパート
8 世田谷区営深沢四丁目アパート	深沢四丁目17番1号、2号、4号及び5号	23 世田谷区営千歳台一丁目第二アパート	千歳台一丁目35番1号及び36番2号	40	世田谷区営世田谷二丁目アパート
9 世田谷区営赤堤一丁目アパート	赤堤一丁目37番11号	24 世田谷区営弦巻二丁目アパート	弦巻二丁目15番1号	41	世田谷区営八幡山一丁目アパート
10 世田谷区営八幡山三丁目第二アパート	八幡山三丁目32番26号	25 世田谷区営アザレア経堂	経堂一丁目6番16号	42	世田谷区営ホープ大蔵
11 世田谷区営用賀二丁目アパート	用賀二丁目22番1号及び2号	26 世田谷区営パークサイド野沢	野沢三丁目3番12号	43	世田谷区営コスモ北烏山
12 世田谷区営用賀二丁目第二アパート	用賀二丁目23番17号及び22号並びに24番19号及び21号	27 世田谷区営アーク上北沢	上北沢一丁目25番14号	44	世田谷区営上北沢五丁目第二アパート
13 世田谷区営大原一丁目アパート	大原一丁目12番2号	28 世田谷区営中町四丁目アパート	中町四丁目15番6号	45	世田谷区営上馬四丁目アパート
14 世田谷区営玉川三丁目アパート	玉川三丁目27番1号	29 世田谷区営上祖師谷一丁目第二アパート	上祖師谷一丁目24番1号及び2号	46	世田谷区営桜丘五丁目第二アパート
15 世田谷区営北烏山一丁目第二アパート	北烏山一丁目5番1号及び2号	30 世田谷区営八幡山慶明館	八幡山三丁目18番19号	47	世田谷区営上用賀五丁目アパート
		31 世田谷区営ユアーズ若林	若林三丁目4番10号	48	世田谷区営上北沢一丁目アパート
		32 世田谷区営フロー	千歳台三丁目18番1号		

# 世田谷区公報

令和4年2月21日 (第731号)

49	世田谷区菅玉川四丁目アパート	玉川四丁目16番7号	<b>◎世田谷区公告第2号</b> 世田谷区立特定公共賃貸住宅及び世田谷区立ファミリー住宅条例(平成6年11月世田谷区条例第49号)第60条第4項の規定により、世田谷区立特定公共賃貸住宅及び世	田谷区立ファミリー住宅の指定管理者を指定したので、同条第5項の規定により次のとおり公告する。 令和4年1月6日 世田谷区長 保坂展人
50	世田谷区宮豪徳寺アパート(1号棟及び2号棟)	豪徳寺一丁目34番		

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	所在地	
世田谷区立玉川三丁目特定公共賃貸住宅	株式会社東急コミュニティー	東京都世田谷区用賀四丁目10番1号	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
世田谷区立上馬四丁目特定公共賃貸住宅	株式会社東急コミュニティー	東京都世田谷区用賀四丁目10番1号	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
世田谷区立上用賀五丁目特定公共賃貸住宅	株式会社東急コミュニティー	東京都世田谷区用賀四丁目10番1号	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
世田谷区立弦巻五丁目ファミリー住宅	株式会社東急コミュニティー	東京都世田谷区用賀四丁目10番1号	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
世田谷区立赤堤一丁目ファミリー住宅	株式会社東急コミュニティー	東京都世田谷区用賀四丁目10番1号	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
世田谷区立中町四丁目ファミリー住宅	株式会社東急コミュニティー	東京都世田谷区用賀四丁目10番1号	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
世田谷区立桜丘五丁目第二ファミリー住宅	株式会社東急コミュニティー	東京都世田谷区用賀四丁目10番1号	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
世田谷区立経堂四丁目ファミリー住宅	株式会社東急コミュニティー	東京都世田谷区用賀四丁目10番1号	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
世田谷区立深沢四丁目ファミリー住宅	株式会社東急コミュニティー	東京都世田谷区用賀四丁目10番1号	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

<b>◎世田谷区公告第3号</b> 世田谷区立高齢者借上げ集合住宅条例(平成2年9月世田谷区条例第40号)第21	条第4項の規定により、世田谷区立高齢者借上げ集合住宅の指定管理者を指定したので、同条第5項の規定により次のとおり公	告する。 令和4年1月6日 世田谷区長 保坂展人
---	---	--------------------------------

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	所在地	
世田谷区立世田谷高齢者借上げ集合住宅	株式会社東急コミュニティー	東京都世田谷区用賀四丁目10番1号	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
世田谷区立太子堂高齢者借上げ集合住宅	株式会社東急コミュニティー	東京都世田谷区用賀四丁目10番1号	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
世田谷区立玉堤高齢者借上げ集合住宅	株式会社東急コミュニティー	東京都世田谷区用賀四丁目10番1号	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

<b>◎世田谷区公告第4号</b> 世田谷区立障害者福祉施設条例(平成19年12月世田谷区条例第64号)第14条第4項	の規定により、世田谷区立障害者福祉施設の指定管理者を指定したので、同条第5項の規定により次のとおり公告する。	令和4年1月7日 世田谷区長 保坂展人
--	--	------------------------

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	所在地	
世田谷区立世田谷福祉作業所	社会福祉法人武蔵野会	東京都八王子市旭町12番4号日本生命八王子ビル2階201	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

<b>◎世田谷区公告第5号</b> 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等を別紙のとおり保管しているので	公告する。 令和4年1月14日 世田谷区長 保坂展人 別紙省略	<b>◎世田谷区公告第6号</b> 開発行為に関する工事の完了公告 都市計画法(昭和43年法律第100号)第
---	--	--

29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和4年1月17日

世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名の住所及び氏名
東京都世田谷区喜多見九丁目2064番2 2064番23 2064番31 2064番32 2064番33 2064番34	大阪市北区大淀中一丁目1番88号 積水ハウス株式会社 代表取締役 仲井嘉浩  東京都中央区京橋二丁目13番11号 清水総合開発株式会社 代表取締役 四元浩成

◎世田谷区公告第7号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第9条第1項の規定に基づき、組合の設立の認可をしたので、同法第14条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年1月25日

世田谷区長 保坂展人

- 1 組合の名称  
給田北住宅マンション建替組合
- 2 施行マンションの名称及びその敷地の区域  
給田北住宅  
東京都世田谷区給田三丁目944番1及び944番11
- 3 施行再建マンションの敷地の区域

東京都世田谷区給田三丁目944番1及び944番11

- 4 事業施行期間  
マンション建替組合設立認可公告の日から令和8年3月まで
- 5 事務所の所在地  
東京都千代田区神田神保町一丁目105番地旭化成不動産レジデンス株式会社内
- 6 設立認可の年月日  
令和4年1月25日
- 7 事業年度  
毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 8 公告の方法  
事務所及び施行マンション又は施行再建マンションの敷地内の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報又は公報に掲載して行う。
- 9 権利変換又は借家権の取得を希望しない旨の申出をすることができる期限  
令和4年2月23日

◎世田谷区公告第8号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第9条第1項の規定に基づき、組合の設立の認可をしたので、当該認可に係る図書を同法第14条第3項及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令(平成14年政令第367号)第2条の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和4年1月25日

世田谷区長 保坂展人

- 1 施行マンションの名称及びその敷地の区域  
給田北住宅

東京都世田谷区給田三丁目944番1及び944番11

- 2 縦覧の場所  
世田谷区都市整備政策部居住支援課
- 3 縦覧の時間  
午前8時30分から午後5時まで

◎世田谷区公告第9号

開発行為に関する工事の完了公告  
都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和4年1月25日

世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区大蔵五丁目2818番1 2818番2 2818番3	東京都武蔵野市吉祥寺北町一丁目29番1号 兼六土地建物株式会社 代表取締役 鍵市佳克

◎世田谷区公告第10号

世田谷区国民健康村条例(昭和60年11月世田谷区条例第39号)第16条第4項の規定により、世田谷区国民健康村の指定管理者を指定したので、同条第5項の規定により次のとおり公告する。

令和4年1月26日

世田谷区長 保坂展人

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	所在地	
世田谷区国民健康村富士山ビル	株式会社世田谷川場ふるさと公社	群馬県利根郡川場村大字谷地1320番地	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
世田谷区国民健康村中野ビル	株式会社世田谷川場ふるさと公社	群馬県利根郡川場村大字谷地1320番地	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

◎世田谷区公告第11号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第2項の規定により定められた世田谷区街づくり条例(平成7年3月世田谷区条例第17号)第18条第1項の規定に基づき、地区計画の変更原案を次のとおり公告するとともに、公衆の縦覧に供する。

なお、その変更原案に係る区域内の土地の所有者及び利害関係人は、縦覧開始の日から3週間以内に、本地区計画の変更原案に対する意見を区長に対し、文書により提出することができる。

令和4年1月31日

世田谷区長 保坂展人

- 1 地区計画等の種類  
地区計画
- 2 地区計画等の名称  
東京都市計画地区計画世田谷西部地域上祖師谷・給田地区地区計画

- 3 地区計画等の位置及び区域  
世田谷区上祖師谷二丁目、上祖師谷五丁目、上祖師谷六丁目、上祖師谷七丁目、給田一丁目、給田二丁目及び給田三丁目各区内
- 4 地区計画等の変更原案の縦覧場所  
世田谷区烏山総合支所街づくり課
- 5 縦覧期間  
令和4年1月31日から同年2月14日まで
- 6 意見書の提出先  
世田谷区烏山総合支所街づくり課
- 7 意見書の提出期間  
令和4年1月31日から同年2月21日まで

規 則 (教)

次に掲げる規則を公布する。

令和4年1月28日

世田谷区教育委員会

世田谷区教育委員会規則第1号

世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則(令和元年10月世田谷区教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

別表第1 幼稚園業務補助員の項の次に次のように加える。

学校事務嘱託員	1 区立の小・中学校における文書、財務、給与等
---------	-------------------------

	<p>の事務に関すること。 2 委員会が学校運営上必要と認めたこと。</p>	<p>同 河村 みどり</p>	
<p>別表第1 養護教諭（代替）の項の次に次のように加える。</p>			
<p>不登校特例校分教室養護教諭</p>	<p>不登校特例校分教室における生徒への養護に関すること。</p>		
<p>別表第1 学校医療的ケア看護師の項中「区立の」の次に「幼稚園、認定こども園及び」を加え、「児童」を「幼児、児童」に改める。</p>			
<p>別表第2 幼稚園業務補助員の項の次に次のように加える。</p>			
<p>学校事務嘱託員</p>	<p>別表第1に掲げる学校事務嘱託員の職務を遂行するために必要な知識、能力及び経験を有すると認められる者</p>		
<p>別表第2 養護教諭（代替）の項の次に次のように加える。</p>			
<p>不登校特例校分教室養護教諭</p>	<p>教育職員免許法第4条第2項に規定する養護教諭の普通免許状を有する者</p>		
<p>附 則 この規則は、令和4年4月1日から施行する。</p>			
<p>告 示（農）</p>			
<p>◎世田谷区農業委員会告示第1号</p>			
<p>農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定に基づき、第18回世田谷区農業委員会総会を次のとおり開催する。</p>			
<p>令和4年1月21日</p>			
<p>世田谷区農業委員会会長</p>			
<p>穴 戸 幸 男</p>			
<p>1 開催日時 令和4年1月27日（木）</p>			
<p>午後3時00分</p>			
<p>2 開催場所 区役所第2庁舎第5委員会室</p>			
<p>3 審議事項</p>			
<p>(1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について</p>			
<p>(2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出について</p>			
<p>(3) 第3号議案 その他の事項について</p>			
<p>て</p>			
<p>告 示（監）</p>			
<p>◎世田谷区監査委員告示第1号</p>			
<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した令和3年度定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定に基づき、公表する。</p>			
<p>令和4年1月17日</p>			
<p>世田谷区監査委員 田 中 文 子</p>			
<p>同 中 根 秀 樹</p>			
<p>同 上 島 義 盛</p>			

3世監第105号  
令和4年1月7日

世田谷区議会議長様  
世田谷区議会議長様  
世田谷区教育委員会様  
世田谷区選挙管理委員会様  
世田谷区農業委員会様

世田谷区監査委員 田中文子  
同 中根秀樹  
同 上島義盛  
同 河村みどり

令和3年度定期監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定に基づき、次のとおり提出します。

なお、本監査に当たっては、萩原賢一前監査委員は令和3年5月14日まで、山口裕久前監査委員及び津上仁志前監査委員は同月18日まで、田中文子監査委員は同月15日以降、上島義盛監査委員及び河村みどり監査委員は同月19日以降関与しました。

また、同法第199条の2の規定により、田中文子監査委員は、総務部の監査については除外されました。

令和3年度

定期監査報告書

世田谷区監査委員

別表1

令和3年度定期監査対象部等一覧(総合支所・本庁)

1 監査委員による監査

領域	対象部局	実施日
総合支所	世田谷総合支所	6月28日
	北沢総合支所	6月29日
	玉川総合支所	6月29日
	砧総合支所	6月24日
	烏山総合支所	6月25日
企画総務領域	政策経営部、デジタル改革担当部、交流推進担当部	7月19日
	総務部、庁舎整備担当部、区長室危機管理部	
	財務部、施設営繕担当部会計室	
	区議会事務局	
	選挙管理委員会事務局	
	監査事務局	
区民生活領域	生活文化政策部	7月20日
	地域行政部	
	スポーツ推進部	
	環境政策部	
	経済産業部、農業委員会	
	清掃・リサイクル部	
保健福祉領域	保健福祉政策部	7月21日
	高齢福祉部	
	障害福祉部	
	子ども・若者部、児童相談所	
	保育部	
都市整備領域	世田谷保健所、住民接種担当部	
	都市整備政策部、防災街づくり担当部	7月26日
	みどり33推進担当部	
	道路・交通計画部	
	土木部	
教育領域	教育委員会事務局	7月27日

2 事務局による監査 総合支所 5月6日から5月25日まで  
本庁 5月6日から6月18日まで

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第67号)第1項及び第4項に基づく令和3年度の定期監査については、世田谷区監査基準(令和2年2月13日監査委員決定)に基づき実施した。

第1 監査の概要

1 対象部局等

- (1) 総合支所・本庁については、別表1 令和3年度定期監査対象部等一覧(総合支所・本庁)のとおり。
- (2) 施設等については、別表2 令和3年度定期監査対象施設等一覧のとおり。

2 対象事項

- 監査の対象とする事項は、次のとおりとした。
- (1) 令和2年度における財務事務及びその他の事務の執行
- (2) 令和3年度における監査実施日までの財務事務及びその他の事務の執行

3 実施期間

令和3年5月から同年11月までとした。

4 実施方法

- 監査は、監査委員及び事務局により、次の方法により実施した。
- (1) 監査委員による監査  
監査対象事項について、監査資料等による審査を行うとともに、必要に応じて関係部課長等から事情聴取を行う。
- (2) 事務局による監査  
監査対象事項について、監査資料等による調査、検証を行うとともに、必要に応じて担当者から事情聴取を行う。

5 着眼点

- 監査の着眼点は以下のとおりとした。
- (1) 監査対象部局の事務の特性や執行上のリスクを考慮し、リスクの高い事務に着眼して実施した。
- (2) 監査対象部局の事務事業の執行について、合規性、経済性、効率性、有効性が図られた運営がなされているかに着眼して実施した。
- (3) 特に、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事務事業の執行について、重点的に検証した。

別表2

令和3年度定期監査対象施設等一覧

- 1 監査委員による監査 10月12日から11月4日まで
- 2 事務局による監査 9月2日から10月26日まで

3 監査対象施設等

施設区分	実施基準	施設数	施設名
まちづくりセンター	4年	7施設	池尻、経堂、梅丘、松原、奥沢 祖師谷、上祖師谷
出張所	4年	1施設	経堂
清掃事務所	毎年	3施設	世田谷、玉川、砧
児童館	5年	5施設	池尻、深沢、船橋、祖師谷、粕谷
保育園	5年	10施設	三宿、三軒茶屋、桜、若竹、奥沢西 深沢、新町、船橋東、八幡山、芦花
公園管理事務所	隔年	2施設	世田谷、烏山
土木管理事務所	隔年	2施設	世田谷、烏山
幼稚園	5年	2施設	中町、砧
小学校	5年	11施設	若林、三宿、駒沢、池之上、深沢 玉川、二子玉川、中町、砧、明正 烏山北
中学校	5年	6施設	太子堂、梅丘、桜木、奥沢、砧、芦花
地域図書館	4年	4施設	梅丘、砧、玉川台、桜丘
その他施設	3年	2施設	民家園、郷土資料館

第2 監査の結果

1 監査結果の概要

監査の着眼点に沿って実施した監査の結果、財務に関する事務について、以下のとおり、是正や改善を求める指摘事項等が認められた。

また、軽微な誤りや検討を要する事項については、是正や訂正を行うよう口頭で注意したので、各所管課においては適正な事務の執行に努められた。その他の事務事業については、おおむね適正に執行されていたと認められる。

2 是正や改善を求める事項

監査の結果、次に示すような適正な処理を徹底するためには是正や改善を求める事項が認められた。当該所管課はもとより、他の所管課においても事務処理の見直しや改善の参考とされ、適正な事務の執行に努められたい。

契約権限の委任事務を適正に行うべきもの

区立小中学校で執行される学校維持管理に係る委託料は、年度当初に各小中学校へ一律に予算分割されるものではなく、状況に応じて協議を行い、その都度、教育委員会事務局教育環境課から個別に小中学校に予算分割されており、それを受けて各校長は委託契約を締結している。

また、世田谷区契約事務規則（以下「契約事務規則」という。）では、区立小中学校の校長が行うことができる委託契約は、1件予定価格50万円以下の契約とされている。

本年度の施設監査では、新型コロナウイルス感染症予防対策として換気のために関心している意からほこりや砂が舞い込み冷暖房機のフィルター汚れの原因になったこともあり、区立小中学校において冷暖房機薬品洗浄委託契約が多く締結されている状況が目立った。その中で、複数の区立小中学校では、契約期間が複数に分かれた同一事業者との契約が、教育委員会と協議の上でその都度締結されており、それらの合計金額が1枚あたり50万円を超えているケースが見受けられた。

教育委員会事務局は、小中学校との協議により学校全体の冷暖房機について薬品洗浄の必要性を認識できる立場にあり、委託業務の内容等を精査した上で、必要に応じて入札手続を進めて教育長契約とするなど、契約権限の受任に関して適切に配慮した経済的な予算執行が可能だったが、各小中学校から申し出られる度に、あくまで区立小中学校の校長の契約権限内でできる契約としての予算分割を個別に行っていた。

区立小中学校において、特別な事情もなく業務内容を複数に分け、それぞれ同一事業者と契約している事例については、過去の定期監査報告書の中でも適正な処理の徹底を求められており、教育委員会からも改善措置の報告を受けている。



②**適正な契約事務について**

ア 見積書の徴取について

随意契約によるときは、契約事務規則第39条及び第40条に規定に基づき、契約の実務担当者は、あらかじめ、予定価格を定めるとともに、契約条項その他見積もりに必要な事項を示して、なるべく2人以上から見積書を徴さなければならぬとされている。見積書は契約行為の根拠となるものであり、契約の申込みを明らかにし、かつ、区の予定価格に照らし合わせて申込み価格の妥当性を判断するためのものである。

しかし、所管課契約において、見積書に見積日の記載がない例のほか、次のような事例が見受けられた。

・保健福祉領域所管の受水槽用給水管の修繕ほかにおいて、緊急対応として、見積書を1者からしか徴取していない契約を、多数、締結していた。

契約の実務担当者は、見積書の徴取の意義を再確認し、緊急性の度合いを十分に見積もた上で公平に契約の相手方を選定するとともに、経済性に配慮した予算執行に努められたい。

・基金運用における契約において、事前に事業者から提出された、契約に係る説明資料の内容に誤りがあったことが、契約締結後に発覚し、後に、契約内容を従前に復するに至った。

契約の実務担当者は、行おうとする契約の内容と見積書の内容に疑義がないか、区の示す仕様・契約条件と合致しているかを十分に確認した上で、適正に契約を締結されたい。

イ 請書の徴取について

見積書の作成を省略する場合には、契約事務規則第45条の規定に基づき、契約の実務担当者は、契約の適正な履行を確保するため請書、公文書その他これに準ずる書面を徴さなければならぬとされている。しかし、都市整備領域所管における請書の徴取に際して、次のような事例が見受けられた。

・改修作業委託の見積書を徴取した際に、見積書の金額が消費税抜きの金額であることを見誤り、見積書の金額を消費税が含まれた額として予定決定を行い、請書を徴取していた。そして、履行終了後、請求に

教育委員会事務局は、こうした点も踏まえ、区立小中学校の老朽化が進むことに伴って今後増加する機器等の保全需要に計画的、経済的に対応し、作業等の規模に応じて契約権限に基づく適切な契約手続を実施されたい。また、区立小中学校において、経済的、計画的な観点で契約事務を行うよう、指導徹底されたい。

3 意見

地方自治法第199条第10項の規定により、令和2年度を中心とする監査対象期間において、区が実施している財務に関する事務及び事務事業の執行状況について、区の組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に添えて意見を述べる。

(1) **財務に関する事務について (適正な処理を徹底すべき事項、全庁的に取り組むべき課題)**

指導事項のうちリスクアプローチ (注) による観点から、大きなミスにつながるおそれがあるものや基本的な事項の理解が不足しているものについて記載する。各所管課においては、事務処理の見直しや改善の参考とされ、適正な事務の執行に努められたい。

注 リスクアプローチとは、行財政運営上の様々なリスク (組織目的の達成を阻害する要因) をあらかじめ識別し、そのリスクの量的・質的重要性を評価して監査を行う手法をいう。

①**適正な債権管理と事務引継ぎについて**

使用料等の歳入の収入において、納入義務者に対して納入の通知をしたのうち、納期限までに納入しなかった場合で、法律に特別の定めがない場合は、地方自治法に基づき、期限を指定して督促しなければならぬとされている (地方自治法第231条の3第1項、同第240条第2項)。

しかし、総合支所保健福祉センターに属する歳入の徴収に関する事務において、次のような事例が見受けられた。

・組織改正による事務移管により引き継いだ債権について、証拠書類等が長年不明で、督促等ができずに財務システム上のデータのみとなっていたことから、債権を機械的に繰越し処理していた。

歳入徴収者は、債権の管理状況を十分に把握し、適正な処理を行うよう努めるとともに、今後、本件のようなケースが発生しないよう、特に事務移管等の際は、責任ある事務引継ぎを行い、適切な事務の執行ができるよう留意されたい。

基つき支出した後に契約金額の戻りが発見され、追加で消費税分を支出していた。

契約の実務担当者は、見積書徴取の際には消費税の有無をはじめとする見積書内容の確認を慎重に行った上で請書を徴するなど、適正な執行に努められたい。

ウ 契約権限の委任事務について

契約事務規則第3条第1項は、契約権限の委任について規定しており、別表で所管課長において行うことができる契約は、定期刊行物及び新聞の購読並びに例規類集の追録並びに原則として1件予定価格50万円以下の契約としている。

しかし、区民生活領域所管において、次のような事例が見受けられた。

・施設の給水管の漏水調査委託において、漏水箇所の特定ができなかったことを理由に、漏水箇所を特定し修繕するための委託契約を、同じ事業者別に別契約として続けて3回締結し、総額は所管課長が契約できるとの予定価格を大きく超えていた。

契約の内容によっては、継続して必要となる作業等の予測をした上で、契約権限の委任の趣旨を踏まえ、契約の実務担当者は、契約方法を検討するなど、計画性・経済性に配慮した事務執行に努められたい。

エ 講師等の派遣依頼を伴う事業の意思決定とそれに係る報償費の支出について

講師等の派遣依頼を伴う事業の実施にあたっては、実施起案等で講師等への依頼内容についての意思決定を行った上で講師等に依頼を行うとともに、支出の際は、支出内容を明らかにした決定文書としての起案文書を添付することとなっている。しかし、複数の所管課において、次のような事例が見受けられた。

・区民生活領域所管でのオンライン会議の講師謝礼で、講師の決定や講師に依頼する内容を決定した起案文書が作成されていなかった。

・企画総務領域所管での研修会の講師謝礼で、研修会の実施起案は作成されているが、講師への依頼文書が添付されていなかった。

・区民生活領域所管での検討委員への謝礼で、事業の実施起案決定後に日時・開催方法等を変更し開催しているが、変更に係る起案が作成されていないため、事業の実施起案と支出起案の内容が相違していた。

報償費を伴う講師等の依頼にあたっては、契約書等の取り交わしがないたため、区と講師等との契約関係が曖昧になりがちである。講師等を依頼する事業の実施にあたっては、依頼内容を明確にした上で、意思決定を行い、講師等への依頼を行われたい。また、事業内容等を変更する際は、支出命令に疑義が生じないよう、その実施内容の意思決定を確実に行うとともに、講師等への通知等も的確に行われたい。

オ 産業廃棄物処理委託の契約書類について

産業廃棄物の処理に関しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「廃棄物処理法施行令」という。)では、産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、廃棄物処理法及び廃棄物処理法施行令で定める者に委託しなければならないこと、契約書類には受託者に係る運搬業又は処分業の許可証の写しを添付することなど、委託の基準を厳格に定めている。

しかし、受託者の産業廃棄物運搬業又は処分業の許可の確認に関して、次のような事例が見受けられた。

・区民生活領域所管の看板シート等の撤去業務委託において、請書に受託者の産業廃棄物の収集運搬業及び処分業の許可書の写しが添付されていなかった。

・総合支所所管の医療関係廃棄物処理委託において、特別管理産業廃棄物処理の許可期間が契約期間中に期限を迎えており、新たな許可証の確認をしていなかった。

廃棄物の処理を伴う委託契約を締結する際は、契約の実務担当者は、産業廃棄物の排出事業者として、廃棄物処理法等の関係法令を必ず確認し、適正な事務の執行に努められたい。

③支出事務について

支出命令書を発行しようとするときは、世田谷区会計事務規則第49条の規定に基づき、収支命令書は、所属年度、支出科目、支出金額、債権者名及び印鑑の正誤並びに支出内容が法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査しなければならない。しかし、保健福祉領域所管における支出命令書の発行に際して、次のような事例が見受けられた。

・車椅子の点検・整備委託(単価契約)契約で、1回に11台以上実施した場合には、1台当たりの点検・整備代の他に出張料を上乗せして支払

うと定めているにもかかわらず、1回に15台実施した際の支払いで、5台分の出張料を含めずに支払いを行っていた。

この出張料分については、後日、契約者に追加で支出されているもの、支出事務を行うに当たっては、収支命令者は、支払いの根拠となる契約書(請書)を必ず確認し、適正な執行に努められたい。

④補助金の事務執行について

補助金は、公益上の必要がある場合に限り支出できるものであり(地方自治法第232条の2)、公正かつ有効に使用されることが求められている(世田谷区補助金交付規則第3条)。そのためには、補助対象事業において、補助金の交付申請から清算にいたる手続きその他の事務の執行が適正に行われていることが必要である。併せて、区が東京都などから歳入する補助金事務に関しても、適正な事務執行が求められる。しかし、補助金の事務執行に際して、次のような事例が見受けられた。

- ・都市整備領域所管において、補助金交付要綱では様式に請求日の記載を定めているが、請求日の記載のない請求書で支払いを行っていた。
- ・教育領域所管において、要綱では、支給額について「100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。」と定めているが、切り捨てを行わずに支給していた。なお、過払い分については、翌年度、監査の指摘を受けて返納手続きを行い、返納されている。
- ・教育領域所管において、補助金の決算額に1,139,806円の補助対象外経費が含まれている補助事業実績報告書を收受していた。なお、翌年度、監査の指摘を受けて、補助事業実績報告書を再提出させ、対象外経費分の交付決定の取消しを行い、当該補助金は返還されている。
- ・企画総務領域所管において、出納整理期間中に東京都の区市町村補助金の調定処理を行う際に、旧年度とするところを誤って新年度として調定し、収入されていた。

教育領域所管の2件については、当該補助金が区に返納・返還されているものの、補助金事務を行うに当たっては、補助金事務担当者は、補助事業等の目的及び内容の適正など補助金の交付申請に対する調査はもとより、交付対象経費の使途等実績報告書の審査を徹底するなど、今後も、補助金の交付並びに歳入に係る適正な事務処理の確保に努められたい。

⑤指定供用物品の管理について

世田谷区物品管理規則第35条の規定に基づき、会計管理者が特に指定

した供用物品については、指定物品受払簿又はそれに代わるもの(以下「受払簿」という。)を備え、供用状況を明らかにしておかなければならない。この規定に基づき、世田谷区物品管理要綱第15条では、郵券、ごみ処理券、その他の有価証券などが指定されている(以下「指定供用物品」という。)

しかし、総合支所所管の指定供用物品の管理について、次のような事例が見受けられた。

- ・郵券を払い出す際に、数日分の郵券をまとめて払い出し、その間の使用状況を受払簿に記載せず、その郵券は、金庫に別保管していた。また、別保管中の郵券に関しては、枚数の管理をしていなかった。

受払簿への記載は、指定供用物品の現物確認に欠くことができいないものである。物品管理者は、指定供用物品の管理に当たっては、受払簿への適正かつ正確な記載に努められたい。

(2) 各領域の事務事業について

①企画総務領域

区は、令和2年度に、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として実施された特別定額給付金事業において、短期間に迅速かつ的確な事務の執行が求められ、マイナンバーカードによる電子申請の推奨など、国の方針と実務の現状との間で苦労しながらも、都内最大の92万区民への給付事業を完遂するため、専管組織を設置し庁内横断的に事業に取り組んだ。いままでは経験のない規模の新規事業に取り組んだ今回の実績を次につなげるため、業務の進行管理や個人情報管理、配慮が必要な区民への対応などの多くの課題について、様々な面から検証や振り返りを行い、今後の事業執行に生かされたい。

区は、24時間安全安心パトロール事業を平成16年度から継続して実施しており、区民の自主的な防犯活動や警察との連携を図ることで、刑法犯認知件数が減少するという一定の成果を挙げている。パトロールの内容では、特殊詐欺に関する該当エリアでのスポット広報や行方不明事案発生時の不明者探索支援、新型コロナウイルスの感染予防啓発広報など、パトロールカーの機動力を最大限に活用した区民の安全安心に直結するパトロール活動を臨機応変に展開している。一方で、区民の期待に応えた的確な運用を継続するためには、事業従事者の適正勤務の促進や情報共有の徹底、事業ごとの指揮系統の整理統一など、更なる体制強化を図る必要があるとして、令和4年度からの契約を行うための準備を進めている。今後も、機動力と広報力を最大限に発揮できる体制を整え、

警察との連携を十分に図りながら、区民の期待と信頼に応える実効ある運用に努められたい。

公共施設の整備においては、工事におけるコストの削減の観点のみならず、中長期的な保守管理、工事の質や安全性の確保が重要であり、工事価格を適正に定めることは、円滑な契約や工事の質、安全性の確保につながる。区は、設計図書の精度を上げ、それぞれの工事内容に応じた予定価格を適正に設定するため、実勢価格を積算価格に適切に反映するよう、区の積算標準単価を適時更新している。更に工事に関する諸条件を過不足なく反映させるため、「現場調査チェックリスト」、「実施設計図面チェックリスト」を活用し、設計内容に漏れが出ないよう工夫をしている。また、平成30年7月から一定規模の設計に対し積算の専門家である建築積算士の活用を開始し、より設計精度を上げる取組みも行っている。建築資材の価格変化等を適切にとらえたい。また、積算における項目の漏れなど過不足がないようにされたい。また、建築業界の動向や国による働き方改革の状況なども注視しつつ、建築業者側の適正な利潤確保による技術向上にも繋がるよう、更なる予定価格の適正な設定に取り組みられたい。

②区民生活領域

区では、「(仮称)世田谷区地域行政推進条例」の策定に向け、論点の整理や区民への周知などを行っている。保健福祉や防災・防犯、更には街づくりなど、地域や地区の様々な課題を解決していくには、地域コミュニティの活性化に向けた適切な情報共有、住民参加の機会づくり、地域人材の交流などをバランス良く進めていく必要がある。総合支所においては、それぞれの地域特性を踏まえた地域・地区での取組みや意見が条例の策定に反映されるよう、積極的に働きかけるとともに、住民に身近なまちづくりセンター等の現場の声を十分に反映させた上で、地域行政の推進に努められたい。

区は、新型コロナウイルス感染症対策として在宅勤務が進むなど、家庭内における環境の変化を見越して、女性の悩みごとやDV(ドメスティック・バイオレンス)についての相談体制を令和2年度から強化している。また、特別定額給付金を受け取るために、DV被害者等から相談が寄せられた際には、総合支所の子ども家庭支援センターと連携して対応し、新規の相談ケースとして、DV被害者等を子ども家庭支援センターの窓口につないでいる。これらは、DV被害者等を守るために有効であり、コロナ禍において、継続した支援が必要である。引き続き、関係機関と連携しながら、配偶者暴力相談支援センター機能を活用し、DV被害者等への支援策への取組み強化に努められたい。

区は、「世田谷区地球温暖化対策地域推進計画(2018年度～2030年度)」において、温室効果ガス排出量を2013年度比で2030年度に26.3%削減、2050年度80%削減等の目標を定め取組みを進めている。令和2年10月16日には、区民の生命と財産を守り持続可能な社会の実現に向けて「世田谷区気候非常事態宣言」を行い、2050年までに区内の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことを表明したが、計画をより一層推進するため、現在、計画見直しに向けた検討に着手している。また、区民や事業者に地球環境問題への関心と理解を深めてもらうための取組みの一環として実施した令和2年度の「環境工ネルギー・ラボ2020inせたがや」では、コロナ禍であったことから、オンラインによる開催など工夫を凝らしながら実施している。引き続き、区民一人ひとりの行動変容につながる温室効果ガス排出量の削減目標を達成する取組みを推進されたい。

区は、新型コロナウイルス感染症の拡大により区内経済に大きな影響が生じる中、区内中小・小規模事業者の経営安定を図るための経済対策を実施している。具体的には、中小企業の資金繰りを支援する「緊急融資」、事業の多角化や業態転換を図る事業者の支援、プレミアム付区内共通商品券や「せたがやPay」による消費喚起策等を実施している。コロナ禍においては、テレワークやDX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進、非接触型サービスの展開等、事業を取り巻く環境は著しく変化していることから、常に行っていた事業の効果を測るとともに、事業者のニーズを見極めながら事業を展開することが非常に大切である。引き続き、事業者のニーズに見合った支援策の取組みに努められたい。

③保健福祉領域

区は、平成26年度から「メルクマールせたがや」で、生きづらさを抱えた若者の社会参加や社会的自立に向けた支援を行っている。令和2年度は相談機能の拡充として、従来から行っていた希望丘青少年交流センターでの出張相談会に加え、新たに5地域の総合支所内で出張相談会を開始した。これにより、コロナ禍で公共交通機関の利用を躊躇していた「メルクマールせたがや」の利用者が近隣の支所で相談を継続できるよう効果が見られた。また、区が令和3年3月に策定した「世田谷区ひきこもり支援に係る基本方針」では、令和4年4月より年齢を問わず相談ができる「(仮称)ひきこもり相談窓口」の開設を打ち出し、相談窓口を明確化するとしている。今後も、「メルクマールせたがや」の専門性や、他の専門機関とのネットワーク等を生かし、生きづらさを抱えた若者や、他の専門機関とのネットワーク等を生かし、生きづらさを抱えた若者が適切な支援につながれるよう取り組みられたい。

区では、令和2年度の児童相談所の開設に伴い、虐待通告窓口を児童

り組みました。

④都市整備領域

千歳烏山駅周辺では、京王線連続立体交差事業をはじめ、駅前広場、都市計画道路補助216号線の都市計画事業が進んでいる。こうした機会を捉え、駅周辺の更なる発展を目指し、地元の街づくり協議会からの地区街づくり計画原案を受け、区では、令和3年6月に、「千歳烏山駅周辺地区地区計画」及び「千歳烏山駅周辺地域地区街づくり計画」の決定を行った。本地区計画等では、街並み誘導型を導入し、良好な街並みの形成と買い物空間の確保を図るとともに、建物の1階部分の用途を制限し、商業・業務系とすることで商店街の賑わいを創出する計画としている。また、駅南北商業地の均衡を図るため、用途地域を商業地域に変更し、同時に地区計画による敷地面積の最低限度を定め、建物の共同化を誘導する計画となっている。防災面では、地区計画の策定と同時に行った用途地域の変更併せて防火地域を拡大するとともに、都市計画道路補助216号線沿道においては、耐火建築物等を誘導するなど、防火性の向上を図る計画としている。今後は、これらの計画を有効に活用し、主要な地域生活拠点にふさわしい駅周辺街づくりの実現に取り組ま

い。区では、木造住宅密集地域の解消に向けて、国や東京都の補助金等を活用した道路や公園等の公共施設の整備や、東京都の不燃化特区制度を活用した老朽建築物の建替えなどを促進してきた。令和7年度まで延長された新たな不燃化特区制度では、対象地区の不燃領域率が70%に到達するとその年度をもって助成金の支援は終了となるとされたほか、対象となる老朽建築物の建替えを更に促進するための要件の見直し、無接道敷地等対策コーディネーター派遣制度の創設などの変更が行われた。区は、相談会の開催など、これまでの取組みを継続・拡充しながら、不燃領域率70%の早期実現と更なる防火性向上に取り組んでいる。また、無接道敷地等対策コーディネーター派遣支援制度を活用した無接道敷地対策に取りむくため、対象地区の洗い出しを実施した。今後も、不燃化特区制度や国の社会資本整備総合交付金を活用し、本庁と支所が連携して、不燃領域率の早期の目標達成と地域の防災性の向上に努められたい。

令和2年10月18日、調布市内の東京外かく環状道路工事現場付近において、道路の地表面が陥没する事象が発生した。区は、陥没が発生した直後の10月20日に、外環事業者から状況の説明を受け、原因究明の調査や掘進完了箇所の安全性の確認等について要請書を提出した。また、この事象の中立的な立場での確認、検討を目的として設置された「東京外環トンネル施工等検討委員会 有識者委員会」が12月18日

相談所に一本化し、児童相談所が初期対応を判断するとともに、子ども家庭支援センターとアセスメントシートやマニュアルを共通化した。これにより、一時保護等の介入が必要な事例は法的権限と専門性を持った児童相談所が、子育てサービス等の利用が必要な事例は子ども家庭支援センターが対応するなど、役割分担と迅速な対応が可能となった。更に、世田谷区要保護児童支援協議会における関係機関の情報共有に加え、各保健福祉センター内では、4課を横断的につなぐ連携会議が新たに機能整備され、組織的に日常的な情報共有と連携を行うことで、迅速かつ効果的な対応に取り組む状況がうかがわれた。年々、養育困難相談件数や児童虐待の受理件数が増加している中で、児童虐待の予防・早期発見には、行政の関係所管をはじめ、地域とのネットワークが大切である。今後は、人材育成や地域とのネットワークづくりに留意し、児童相談所と子ども家庭支援センターの連携体制を更に強固にして、児童虐待の予防と早期発見に取り組ま

い。区では、新型コロナウイルス感染症患者の増加に対応するため、令和2年9月に、地域保健課の新設と各総合支所健康づくり課保健相談係の保健師を指揮命令系統に置いたほか、全庁職員の応援体制により保健師の機能を強化した。また、発熱相談センター相談業務等への民間看護師の活用や、患者データ入力等の民間委託など様々な手法により順次人員体制の強化を図ってきた。これらにより柔軟な業務体制を整備するとともに、各種業務フローの可視化、保健所各課の役割分担の明確化も加え、保健所全体として負担軽減を図り、組織的に業務を継続する環境を整備した。加えて、患者数の急増に伴い増加した自宅療養者に対し、区独自策として架電による健康観察及び医療相談、委託事業者によるオンライン診療、訪問診療、薬剤配送等を実施したほか、中等症患者への酸素濃縮器の運搬も開始した。区は今後も医療機関や関係所管等との連携を密にしなが、適時適切な情報提供や集団発生の防止に取り組むを継続するとしており、体制強化の取組みを組み合わせるなど、対応する職員

の健康にも留意しつつ、区民の健康を守るため引き続き取り組ま

ラムを踏まえ、乳幼児期の教育・保育と小学校以降の教育との円滑な接続の実現や、乳幼児期の教育・保育現場へのアドバイザリ派遣による助言や支援の充実を図ってきた。保育者の資質や専門性の向上に向けた、幼稚園・保育園共通の研修の体制・体系を構築するとともに、引き続き、公私立、幼稚園・保育所等の施設の種別を問わない形での連携や幼稚園・保育所等と区立小中学校との連携の促進を図るため、「学び舎」の仕組みの活用も含め、教育委員会の各所管はもちろん、保育部、子ども、若者部などの関係各所管と連携しながら、取組みを進められたい。

区は、国のGIGAスクール構想に基づいて、児童・生徒への1人1台のタブレット端末配備と校内通信ネットワークの整備を行っている。令和3年度から高速大容量のインターネット接続が可能となったことで、タブレット端末を同一時間帯に複数の学級で使用してもスムーズに授業を進められるようになり、動画教材等の大容量ファイルも授業に活用できる環境が整った。また、令和3年度からは新たな学校緊急連絡情報配信サービスが導入され、お知らせの電子化によるペーパーレス化や効率化の推進、保護者とのコミュニケーションの活性化、子どもたちの安全に関わる情報の迅速な配信に効果を上げており、こうしたICTを活用した取組みについては評価できる。しかし、学校現場では、教員のスキル向上や授業とオンライン授業の両立、子どもたちへのネットリテラシーの啓発など、様々な課題を抱えている。ICTを活用した教育の定着については、今後の区の取組みにかかっていることを念頭に今後の充実を図られたい。

区においては、特別支援教育や、いじめ、不登校に関する相談件数が年々増加し、内容も複雑化しており、また、学校としても、第三者による専門的かつ客観的な観点からの、継続した支援・助言を望む声が増えていることを背景に、専門チームを設置している。専門家による支援グループは「特別支援教育巡回グループ」のほか、「教育支援グループ」があり、いじめなどの様々な学校課題に関する専門的な支援なども行っている。また、令和4年度からは不登校の困難事例への対応を支援する「不登校支援グループ」を新たに設置する予定である。グループ間では、障害、不登校、いじめといった多様な複合的な事案に対し、各専門グループに所属する教育、心理、福祉などの専門職種が、ケース会議での情報共有などを通じて、相互に連携が図られる。それぞれの専門性を発揮して支援に取り組み、子ども、保護者、学校の包括的な支援につながるよう期待している。

教育委員会では、利用者満足度や貸出者数、予約受付数、コストその他の指標の総合的・客観的な分析・検証を委託し、その成果物を、世田谷区立図書館運営体制あり方検討委員会において資料として活用している。

に調査状況の中間報告を公表したことから、区は、説明会による区民への説明や再発防止策や安全対策等について、2回目の要請書を提出した。外環事業者は、再発防止策として掘進箇所地盤の再確認、掘進時の管理基準値の見直し、振動・騒音の緩和対策、地表面変状の確認や巡回監視の強化、工事状況等の地域住民への情報提供などを見直すとしている。区としても、引き続き外環事業者に対して適切な対応や情報提供を求めるとともに、区民への丁寧な説明と対応を求められたい。

区では、令和元年台風第19号に伴う浸水被害の状況を踏まえ、「世田谷区令和元年台風第19号に伴う浸水被害検証委員会」を設置し、浸水被害発生時のメカニズム等の検証を進めてきた。令和2年10月には、同検証委員会の検討結果をもとに、区は最終報告を公表した。この報告では、河川や下水道の排水施設、台風当日の気象・河川水位等の状況を整理し、水防活動として、樋筒・樋管といった水門の操作や多摩川の洪水に関する避難勧告等発令の状況等をまとめた上で、コンピュタシミュレーションにより、台風第19号通過時の浸水発生状況の再現を行い、浸水要因を確認し、水門操作の的確性を検証している。また、浸水の発生要因を解消した場合はシミュレーションも行った。これらを踏まえて、区は水防態勢をこれまで以上に強固にするともに、土のうスタレーションの増設、排水ポンプ車の配備により水防資機材を充実させた。今後も、このような浸水被害軽減策に取り組みとともに、土のうスタレーションの増設、雨水貯留浸透施設の整備など流域対策を推進し、国、東京都、隣接自治体等と相互に連携を図り、継続的に浸水対策に取り組まれたい。

⑤教育領域

児童・生徒数の増に加え、小学校の35人学級が実施となり、区立小中学校においては、改築して間もなく教室が不足するよう状況も生じている。普通教室確保に対応するため、短時間で特別教室等を転用改修する「改修設計・工事」や「増築の設計・工事」が困難なことから、「増築棟リース」を採用した事例もあった。今後も学校ごとの施設状況を踏まえながら、効果的かつ効果的な施設整備手法を検討されたい。一方、施設監査で訪れた学校では、建物の老朽化に伴う設備関係の不具合の改善を求める声が多く聞かれた。児童・生徒等の安全を第一とする観点から、適時適切な対応を図られたい。

区は、令和3年12月に教育総合センターを開設した。教育総合センターの機能の一つとして乳幼児教育支援センターがあり、乳幼児期の教育・保育の推進拠点としての役割を担っていく。区は、これまでも、令和元年度から本格実施している世田谷版アブローチ・スタートカリキュ

終わりに

以上、令和2年度を中心とする財務事務の執行状況や事務事業等について意見を述べてきた。

財務事務については、例年と同様、適正な契約事務の執行に係る問題が多く認められる。事業実施にあたっては、どのような契約が必要となるのかを検討し、関係法令等を確認の上で、適切な仕様書等の作成及び適正な積算や見積書の徴取等を行う必要がある。更に、契約権限を踏まえた契約方法を選択し、また必要な場合には契約変更を行い、最終的な検査行為と支出行為に至ることとなる。管理監督者は、これら一連の流れの中で個々の事務手続きがどのような意味を持ち、また当該事務手続きにおいていかなるリスクがあるのかを職員に理解させるなど、組織的にリスク管理を行う体制を構築するよう、指導・管理を徹底する必要がある。

また、事業実施にあたっての歳入・歳出手続きにおける事務上のミスだけではなく、区民等への通知その他の事務でのミスなども散見された。コロナ禍により区政を取り巻く環境が大きく変化している今だからこそ、いま一度基本に立ち返り、法令等を十分に確認して事務を適正に執行することが求められている。区では、令和2年度から「世田谷区コンプライアンス基本方針」に基づくリスクマネジメントの取組みを開始しているが、各管理監督者においては、本報告書に記載の事項について、自所属でも起こりうるリスクとして認識し、組織的なリスクマネジメントの強化を図らねばならない。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、世田谷保健所の感染症対策業務やワクチン接種業務においては、区内全ての部及びその職員の協力のもとに、区一丸となって円滑な業務実施に努めていることに対し、その努力を評価する。今後とも、区内連携の上で、緊急的な課題への対応に努められたい。

更に、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の事務事業への影響が多大であり、実施手法の効率性など、区民の目がこれまで以上に区政に向けられることともなった。試行錯誤の中での実施となった部分も多いが、これらの事業の評価、検証を進め、この間の経験や実績を今後の事業実施に活かすとともに、行政需要の優先順位や継続性を十分に見極めた重点的な取組みを心掛けられたい。

感染症対策は引き続き大きな課題であるが、自粛期間の長期化で大きな影響を受けた区内経済の活性化や地域コミュニティの醸成、コロナ禍において取組みが進んだDXの更なる推進、地域資源と連携したSDGsの取組みなど、パンデミック後の区民福祉の向上につながる取組みがあわせて求められている。

区では、令和4年度から令和5年度の2年間で計画期間とする「(仮称)世田谷区区民未来つながるプラン(実施計画)」を策定中であり、この計画は、

る。同検討委員会からの報告を受け、区では魅力ある図書館づくりに向け、中央図書館のマネジメント機能の強化、民間活用、(仮称)図書館運営協議会の設置の3つを柱とする取組みをまとめている。令和4年度から5年度までの「第2次世田谷区立図書館ビジョン・第3期行動計画」の中で、具体化に向けた検討を進められたい。また、コロナ禍を受けて、予約確保済み図書の出宅配サービスの実施や、電子書籍サービスの運用開始などに取り組んでいる。こうした非来館型サービスの中には、雨漏りへの対応に苦慮している図書館が複数あり、梅丘図書館においては、正面入り口のコンクリートの壁に激しい破損が見られるなど、誰もが安心して利用できる図書館とはいえないという状況が危惧された。ソフト面での充実と合わせて、建物の保守・保全の重要性に目を向け、利用環境の改善を図られたい。

これまでの計画の継続ではなく、コロナ禍により大きく変化する社会状況を踏まえ、次期基本計画策定につながる計画としていく必要があるとしている。DXや行政経営改革の取組み等を併せて推進していく中で、社会状況の変化にも適切に対応しつつ、事業の進行管理と実績の評価・検証を着実に実施されたい。

新型コロナウイルス感染症の感染状況や地域経済の動向等、今後の見通しが不透明な中、行政経営改革の徹底とともに、DXの観点を踏まえた抜本的な業務プロセスの見直しを図る必要がある。優先すべき事務事業の選択、財源の確保などに全力で取り組み、真に必要な区民サービス維持・向上をめざして、最少の経費で最大の効果を生み出す施策に着手し、区民から信頼される区政運営に努められたい。



